

伊豆日新報

令和2年(2020年)2月7日(金曜日)

三島市の駅南西街区土地取得

控訴審結審、5月に判決

東京高裁

渡辺代表は「ワンランク上の真相究明の舞台に移った。結果が覆るのを期待している」と話した。

三島駅南口西街区の開発事業を巡り、豊岡市長を相手に違法確認を求める訴訟を起こし、一審で請求が棄却されたことを不服とした市民団体代表が控訴した控訴審初公判が6日、東京高裁(岩井伸晃裁判長)で開かれた。原告側、被告側が提出した書類の内容を確認し、結審した。判断は5月19日に言い渡される。控訴したのは三島駅南口の整備を考える市民の会の渡辺豊博代表

(69)。「三島市が市土地開発公社から土地を買い取らなかつたのは違法で不当」という訴えが、一審で「仮に市が、原告が主張する過程で転売利益としての金銭を得ることができるとしても、買い取り請求権 자체が金銭の給付を目的とする債権とは言えず、地方自治法上の財産には当たらなければ、管理を怠る事実の違法確認を求めることはできない」として棄却されたことを不服として控訴した。